

くだもの商品券（額面500円）払戻しのお知らせ

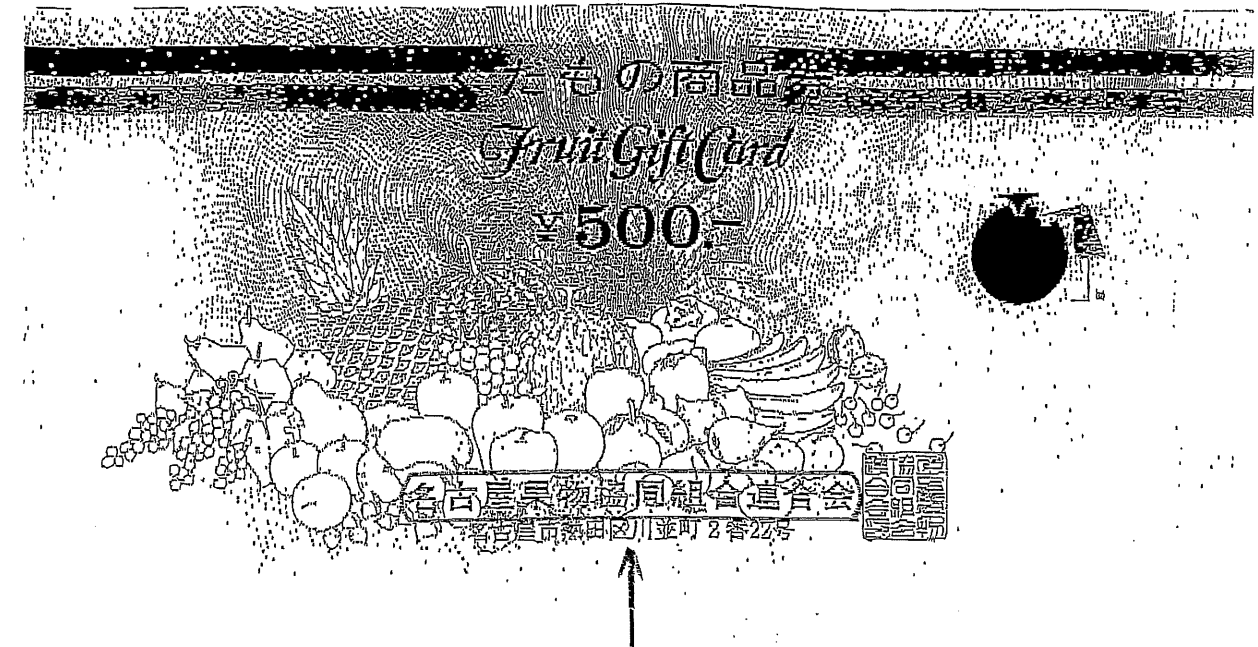
平成24年8月20日をもって、名古屋果物協同組合連合会発行のくだもの商品券の利用を終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき下記により払戻をいたします。

記

1. 前払式支払い手段の種類
 名古屋果物協同組合連合会発行のくだもの商品券
 額面価格 500円
 使用できる期間又は期限 なし
 *他の組合発行のくだもの商品券は、従来通り使用できます。
2. 申出期間
 平成24年8月21日～平成24年11月20日まで
 *上記期間内に申出されない場合は、本払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。
3. 申出方法
 1. 名古屋果物協同組合連合会事務所もしくは当組合加盟店へ未使用商品券を直接ご持参ください。
 2. 名古屋果物協同組合連合会事務所へ、未使用商品券と共に振込先金融機関名、口座番号、口座名義人（カタカナ）、連絡先電話番号、住所、申込人名を書いた紙を同封して簡易書留で郵送して下さい。
4. 払い戻しの方法
 1. 名古屋果物協同組合連合会事務所もしくは当組合加盟店へ商品券を直接ご持参いただいた場合は、額面金額を現金にて払戻いたします。
 2. 名古屋果物協同組合連合会事務所へ郵送していただいた場合は、1ヶ月以内にご指定の口座に、額面金額にご負担いただいた郵送料を加えてお振り込みいたします。
5. お問い合わせ先
 名称 名古屋果物協同組合連合会
 住所 〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地
 名古屋市中央卸売市場北部市場内
 電話 052-903-2170 FAX 052-903-2172
 月～土 午前9時～午前12時 但し、定休日 毎週水・日曜日と祝祭日・休市日は除きます。

払戻し対象のくだもの商品券



表面

この部分の発行元が「名古屋果物協同組合連合会」と記載してある商品券
 なお、名古屋果物協同組合連合会以外の発行元が記載されている500円券及び名古屋果物協同組合連合会が発行する1000円券は利用終了の対象外です。平成24年8月20日以降も従来どおり利用できます。

くだもの商品券のご利用について ND・000000

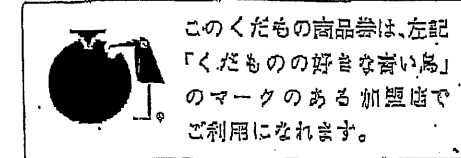
引換店印

1. このくだもの商品券は、全加盟店で、くだものまたはその加工品とお引きかえいたします。
 加盟店名は「加盟店一覧表」をごらんください。
2. くだもの商品券は、期限なくいつでもご利用になれます。
3. くだもの商品券で現金とのお引きかえはいたしません。
4. くだもの商品券の盗難、紛失または滅失に対し、当連合会はその責任を負いかねます。
5. 発券店印のないもの、引換店名押印がみのものは無効です。

発券店印

裏面

※ 本券は電算処理をいたしますので、券番号は折りまげたり汚したりせぬようお願いいたします。



--